

通達甲(副監刑総指1)第5号

平成26年3月26日

存続期間

部長、参事官  
各 殿  
所 属 長

副 総 監

押収物還付等公告運用要領の制定について

このたび、別添のとおり、押収物還付等公告運用要領を制定し、平成26年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

## 押収物還付等公告運用要領

### 第1 目的

この要領は、司法警察員が、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「法」という。）第499条第2項の規定により行う押収物の還付に関する公告及び法第499条の2第1項において準用する法第499条第2項の規定により行う電磁的記録媒体の交付又は電磁的記録の複写に関する公告（以下「還付等公告」と総称する。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 準拠

還付等公告については、法、押収物還付等公告令（昭和28年政令第342号。以下「令」という。）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第3 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

#### 1 押収物

司法警察職員が法第218条若しくは法第220条の規定により差し押さえ、又は法第221条の規定により領置した物をいう。

#### 2 電磁的記録

司法警察職員が法第222条第1項において準用する法第110条の2の規定により電磁的記録媒体を差し押さえるに当たって、他の電磁的記録媒体に移転し、又は移転させた電磁的記録をいう。

#### 3 電磁的記録媒体

司法警察職員が法第222条第1項において準用する法第110条の2の規定により電磁的記録を他の記録媒体に移転し、又は移転させた上、差し押さえた当該他の記録媒体をいう。

#### 4 還付公告

還付等公告のうち、押収物の還付を受けるべき者の所在がわからない等の理由により当該押収物の還付ができない場合に法第499条第2項の規定により行う公告をいう。

#### 5 交付等公告

還付等公告のうち、電磁的記録媒体の交付を受けるべき者又は電磁的記録の複写を許されるべき者の所在がわからない等の理由により、当該電磁的記録媒体等を交付すること又は複写させることができない場合に法第499条の2第1項において準用する法第499条第2

項の規定により行う公告をいう。

#### 第4 要件

還付等公告は、押収物が次の要件を満たしている場合に限り行うものとする。

- 1 検察官に送致し、又は送付していないものであるとき。
- 2 捜査上留置の必要がないことが明らかなものであるとき。
- 3 次のいずれかの理由で、還付し、交付し、又は複写させること（以下「還付等」という。）ができないものであるとき。
  - (1) 還付若しくは交付を受けるべき者又は複写を許されるべき者（以下「受還付人等」という。）が特定できない。
  - (2) 受還付人等の所在がわからない。

#### 第5 運用体制

##### 1 指揮者

主管部長指揮事件（犯罪捜査規範実施細目（平成15年4月1日通達甲（副監．刑．総．指）第6号）第19条関係の2に規定する事件をいう。以下同じ。）にあつては事件主管部長、署長指揮事件（犯罪捜査規範実施細目第19条関係の1に規定する事件をいう。以下同じ。）にあつては警察署長が、指揮者として、還付等公告の指揮を行い、その責めを負うものとする。

##### 2 審査責任者

指揮者は、主管部長指揮事件にあつては本部事件主管課の課長代理又はこれに相当する者、署長指揮事件にあつては事件主管課の課長（島部警察署にあつては次長）を還付等公告に係る疎明資料の審査を行う責任者に指定するものとする。

##### 3 実施担当者

指揮者は、主管部長指揮事件にあつては本部事件主管課の係長又はこれに相当する者、署長指揮事件にあつては事件主管課の課長代理（島部警察署にあつては係長）を還付等公告の実施担当者に指定するものとする。

#### 第6 関係資料の審査

審査責任者は、還付等公告を実施するに当たり、関係資料に照らし、押収物還付等公告検討票（別記様式第1）の項目ごとに綿密に審査を行い、前記第4に規定する要件が充足されているかを確認すること。

#### 第7 公告の方法

- 1 公告は、還付等公告実施簿（別記様式第2）により所属長の決裁を受け、所属長名により

これを行う。

- 2 公告は、これを行う所属の掲示場に14日間掲示する方法（以下「掲示公告」という。）によって行う。ただし、事件の内容、押収物の時価額又は性質その他の事情を考慮して、受還付人等の権利を保護する観点からより手厚い公告措置を執る必要があるときは、官報に掲載する方法（以下「官報公告」という。）を併せて行うものとする。
- 3 掲示場が長期間にわたり物理的に使用不能である等、掲示公告を行うことができないときは、官報公告によって行う。
- 4 公告すべき事項は、次のとおりとする。
  - (1) 還付公告の場合にあっては法第499条第2項、交付等公告の場合にあっては法第499条の2第1項において準用する法第499条第2項の規定により公告する旨
  - (2) 所属する官公署名
  - (3) 事件名及び押収番号
  - (4) 品名及び数量
  - (5) 公告の初日及び末日の年月日（官報公告にあっては、その掲載年月日）
  - (6) 交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録又は複写すべき電磁的記録を特定するに足りる事項（交付等公告の場合に限る。）
- 5 押収物の特徴を公告事項に記載する場合は、正当な権利者であることを確認するための手段を確保するため、必要以上に詳細な特徴を公告することのないよう留意すること。
- 6 法第499条第3項に規定する6か月の公告の期間は、掲示公告を行う場合にあっては掲示期間の末日の翌日を、官報公告を行う場合にあっては官報に掲載された日の翌日をそれぞれ初日として起算する。ただし、掲示公告と官報公告とを併せて行う場合は、掲示期間の末日と官報に掲載された日のいずれか遅い方の日の翌日を初日として起算する。
- 7 掲示期間及び公告期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、これを期間に算入せず、翌平日を末日とする。
- 8 公告は、原則として1回行う。ただし、指揮者が特に必要と認めるときは、その回数を増加し、又は掲示公告の掲示期間を延長することができる。
- 9 同一の事件に係る数個の押収物について公告するに当たっては、受還付人等が明らかに同一人であると認められるときは一括してこれを行い、受還付人等が同一人であることが明らかでないときは、個別に行うこと。

## 第8 公告した押収物の措置

実施担当者は、公告した押収物について、次の措置を執るものとする。

#### 1 還付等

公告した押収物につき、公告期間中に還付等の請求があったときは、正当な受還付人等であることを確認した上で、指揮者の指揮を受けてこれを行うこと。

#### 2 廃棄及び換価の処分

還付公告をした押収物について、法第499条第4項の規定により、公告期間中に廃棄又は換価の処分を行うときは、指揮者の指揮を受けてこれを行う。この場合において、廃棄の処分は、原則として、公告期間末日に行うこと。

#### 3 国庫に帰属した押収物の措置

還付公告をした押収物のうち、公告期間を経過し、法第499条第3項の規定により国庫に帰属したもの（以下「国庫帰属押収物」という。）については、次により、速やかに総務部長（当該押収物に係る事件の主管部庶務担当課庶務係経由）へ引き継ぐこと。

##### (1) 国庫帰属押収物が物品である場合

国庫帰属報告書（別記様式第3）及び国庫帰属押収物取扱簿（物品関係）（別記様式第4）とともに引き継ぐ。

##### (2) 国庫帰属押収物が現金である場合

国庫帰属報告書及び国庫帰属押収物取扱簿（現金関係）（別記様式第5）とともに引き継ぐ。

##### (3) 国庫帰属押収物が国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項各号に掲げる国有財産の場合

国庫帰属報告書及び国庫帰属押収物取扱簿（国有財産関係）（別記様式第6）とともに引き継ぐ。

### 第9 実施経過及び措置の記録等

1 事件を担当する警部補は、公告の実施経過及び措置について、還付等公告実施簿に確実に記録し、還付等公告終了時に所属長までの決裁を受けること。

2 前第8の2により押収物の廃棄又は換価の処分をしたときは、その処分をした司法警察員が、それぞれ廃棄処分書（規範別記様式第10号）又は換価処分書（規範別記様式第11号）を作成し、その経過を明らかにすること。

3 還付等公告実施簿は、指揮者が必要と認める部署に専用の簿冊を備え付け、末尾に当該還付等公告に係る押収物還付等公告検討票、掲示物の写し、官報等を添付しておくこと。

別記様式第1

押収物還付等公告検討票

署長 (課長)	副署長 (理事官)	審査責任者	実施担当者	※ 捜査主任官 (職、氏名、印)		
※ 罪名 (手口)		審査年月日		年 月 日		
※ 被疑者氏名		※ 発生年月日		年 月 日		
※ 端 緒		告訴 告発 自首 現認 届出 職務質問 盗品 取調べ 共犯の供述 其他 ( )		※ 公訴時効年月日		
※ 犯罪事実		年 月 日		年 月 日		
検討事項					検討結果	
要件	1	還付等公告する押収物について、検察官に送致し、又は送付しているものはない			はい いいえ	
	2	捜査上留置の必要がないことが明らかである			はい いいえ	
		具体的理由				
	3	受還付人等の所在不明等の事由により還付することができない			はい いいえ	
具体的理由						
留意事項	4	還付等公告の方法に誤りはない			はい いいえ	
※ 還付等公告方法	掲示公告		官報公告		掲示公告・官報公告併用	
※ 事件番号 第 年 月 日 号	※ 還 付 等 公 告 す る 押 収 物					
	NO	証拠品 番号	品 名	押収物の性質	受還付人等に対する捜査結果	還付等公告の要否
	1		(時価額 円)	(検察庁送致 無・有)	受還付人等 不明 判明 判明事項	要 否
	2		(時価額 円)	(検察庁送致 無・有)		要 否
	3		(時価額 円)	(検察庁送致 無・有)	受還付人等に対する所在捜査結果	要 否
	4		(時価額 円)	(検察庁送致 無・有)		要 否
※ 時価総額 (現金含む。) 円	5		(時価額 円)	(検察庁送致 無・有)		要 否
備考欄						

注1 ※印の欄は、捜査主任官が記載し、該当事項を○印で囲むこと。  
 2 要件欄及び留意事項欄は、実施担当者が記載し、検討結果について該当箇所を○印で囲むこと。  
 3 審査責任者は、還付等公告の要否を○印で囲んだ上、該当欄に押印すること。  
 4 備考欄は、指示事項等を適宜記載すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2

還付等公告実施簿

番 号	第 号				第 号				
還付等公告決定月日	年 月 日				年 月 日				
罪 名									
被疑者氏名									
事件番号	年 第 号				年 第 号				
還付等公告する押収物	ほか 件				ほか 件				
決 裁 欄 (公告開始時)	署長(課長)	副署長(理事官)	審査責任者	実施担当者	署長(課長)	副署長(理事官)	審査責任者	実施担当者	
還付等公告の方法	掲示公告 官報公告		掲示公告・官報公告併用		掲示公告 官報公告		掲示公告・官報公告併用		
掲示公告期間 (14日間)	月 日 ~ 月 日		月 日 ~ 月 日		月 日 ~ 月 日		月 日 ~ 月 日		
官報掲載日	月 日		月 日		月 日		月 日		
還付等公告期間 (6か月)	月 日 ~ 月 日		月 日 ~ 月 日		月 日 ~ 月 日		月 日 ~ 月 日		
備 考									
決 裁 欄 (実施結果)	署長(課長)	副署長(理事官)	審査責任者	実施担当者	署長(課長)	副署長(理事官)	審査責任者	実施担当者	
公告期間中の措置	還付 交付 複写 (証拠品番号)		) 年 月 日		還付 交付 複写 (証拠品番号)		) 年 月 日		
	廃棄 (証拠品番号)		) 年 月 日		廃棄 (証拠品番号)		) 年 月 日		
	換価 (証拠品番号)		) 年 月 日		換価 (証拠品番号)		) 年 月 日		
国 庫 帰 属	帰属年月日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	帰属押収物	証拠品番号		証拠品番号		証拠品番号		証拠品番号	
	引継ぎ年月日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
備 考									

注1 還付等公告の方法欄は、該当する項目を○印で囲むこと。  
 2 公告期間中の措置欄は、該当する項目を○印で囲むとともに、所要事項を記載すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第3

国庫帰属報告書		
報告（　　年　　月　　日）第　　号		
殿  警視庁　　長		
下記の押収物については、刑事訴訟法第499条第3項の規定により国庫に帰属しましたので報告します。		
押収番号		
押収年月日	年　　月　　日	
押収物	品名	数量
事件名 (犯罪事件受理簿番号)	事件(第　　号)	
所有者又は差出人の住居及び氏名	住居 氏名	
公告の年月日	揭示期間　年　　月　　日から 年　　月　　日までの間	
	官報掲載日　年　　月　　日	
国庫に帰属した年月日	年　　月　　日	
備考		

注1 宛名は、国庫帰属押収物が物品である場合は「警視庁総務部長」とし、現金である場合は「歳入徴収官警視庁総務部長」とし、国有財産である場合は「内閣府所管国有財産部局長警視庁総務部長」とする。

2 押収番号欄には、所属及び係、事件番号並びに証拠品番号を記載すること。

3 備考欄には、押収物の換価処分をした場合における処分状況等を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



別記様式第4

国庫帰属押収物取扱簿（物品関係）

押 収 番 号	
押 収 年 月 日	年 月 日
押 収 物	品名 数量
事 件 名 (犯罪事件受理簿番号)	事件 号) (第
所有者又は差出人の住居及び氏名	住居 氏名
公 告 の 年 月 日	揭示期間 年 月 日から 官報掲載日 年 月 日までの間
国庫帰属年月日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
各部庶務担当課長受領年月日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
総務部長受領年月日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
処分方法決定年月日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
処 分 方 法	<input type="checkbox"/> 売払い <input type="checkbox"/> 廃棄( <input type="checkbox"/> 有償 <input type="checkbox"/> 無償) <input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> 契約担当者等受領年月日 <input type="checkbox"/> 収入官吏 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
<input type="checkbox"/> 処 分 年 月 日 <input type="checkbox"/> 日本銀行払込 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
売 払 い 結 果 債権発生通知書送付年月日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 円 所属 氏名 ㊟
備 考	

注1 該当する□にレ印を付すること。

2 押収番号欄には、所属及び係、事件番号並びに証拠品番号を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 国庫帰属押収物取扱簿（現金関係）

押 収 番 号	
押 収 年 月 日	年 月 日
押収現金額(代価額) (換価代金である場合は押収物の品名及び数量を記載)	円 (押収物品名) (押収物数量)
換 価 し た 場 合 は、その年月日	年 月 日
事 件 名 (犯罪事件受理簿番号)	事件 (第 号)
所有者又は差出人の住居及び氏名	住居 氏名
公 告 の 年 月 日	揭示期間 年 月 日 から 官報掲載日 日 までの間 年 月 日
国庫帰属年月日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
各部庶務担当課長受領年月日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
収入官吏受領年月日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
日本銀行払込年月日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
歳入徴収官への報告年月日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
徴 収 決 定 年 月 日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
備 考	

注 押収番号欄には、所属及び係、事件番号並びに証拠品番号を記載すること。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6

国庫帰属押収物取扱簿（国有財産関係）

押 収 番 号	
押 収 年 月 日	年 月 日
押 収 物	品名 数量
事 件 名 (犯罪事件受理簿番号)	事件 (第 号)
所有者又は差出人の住居及び氏名	住居 氏名
公 告 の 年 月 日	掲示期間 年 月 日から 官報掲載日 年 月 日までの間
国庫帰属年月日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
各部庶務担当課長受領年月日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
総務部長受領年月日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
引継通知書送付年月日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
引 継 ぎ 年 月 日 担当者所属・氏名・印	年 月 日 所属 氏名 ㊟
備 考	

- 注1 押収番号欄には、所属及び係、事件番号並びに証拠品番号を記載すること。  
 2 本様式において「総務部長」とは、内閣府所管国有財産部局長たる警視庁総務部長をいう。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。